

写

広労発基 0823 第 1 号

令和 4 年 8 月 23 日

広島地方最低賃金審議会

会長 三井正信 殿

広島労働局長

阿部 充

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、広島合同労働組合ほか 12 者から、それぞれ最低賃金法第 11 条の 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。